

安中市民間取引物件情報登録事業事務取扱要領

(目的)

第1条 事業の用に供するため売却又は賃貸を予定している市内の土地又は建物（以下「物件」という。）を有効活用し、企業誘致等を推進することにより、雇用機会の拡大を図り、市内産業の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 物件情報 物件に関する情報をいう。
- (2) 物件情報提供者 物件の所有権その他の権利を有し、当該物件の売却又は賃貸を行うことができる個人又は法人をいう。
- (3) 物件情報利用希望者 工場、倉庫又は事業所の立地を目的として、物件情報の利用を希望するものをいう。
- (4) 物件情報登録台帳 物件情報に関する情報を整理保管したものをいう。

(物件情報の登録要件)

第3条 登録することができる物件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）等による規定若しくは基準に抵触しないこと。
- (2) 土地にあっては、次のアからウまでのいずれにも該当すること。
 - ア 面積が1,000平方メートル以上であること。
 - イ 幅員4メートル以上の国道、県道又は市道に接続していること。
 - ウ 農地にあっては、都市計画法に基づく用途地域に指定されている地域に所在すること。
- (3) 建物にあっては、1棟の延床面積が500平方メートル以上であり、かつ、当該建物が立地している敷地が幅員4メートル以上の国道、県道又は市道に接続していること。
- (4) 所有権その他の権利を有する者全員の同意を得ていること。
- (5) 抵当権その他所有権以外の権利が設定されていないこと。

- (6) 土地の境界が明確であり、所有権の帰属について争いが無いこと。
 - (7) 産業廃棄物等が埋設されていないこと。
 - (8) 宅地建物取引業者等に物件の売却又は賃貸の媒介を依頼している場合には、当該宅地建物取引業者等との契約に違反し、又は違反するおそれのないこと。
- (登録)

第4条 物件の登録をしようとする物件情報提供者（以下「申請者」という。）は、物件情報登録（変更）申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、申請するものとする。

- (1) 物件の登記事項証明書の写し
- (2) 位置図
- (3) 現況写真

2 市は、前項の申請があったときは、その内容を審査し現地確認等を行い、登録の可否を決定し、物件情報登録結果通知書（様式第2号）により、その結果を申請者に通知するものとする。この場合において、登録を認めたときは市の物件情報登録台帳に登録し、市のホームページで公開することとする。

3 市のホームページで公開する情報は次の各号に掲げる内容とする。ただし、申請者が公開を希望しない内容は公開しないものとする。

- (1) 物件の種類
- (2) 物件の所在地（地番を除く。）
- (3) 都市計画法における用途地域
- (4) 地積
- (5) 建物の有無
- (6) 建物の種類
- (7) 建物の延床面積
- (8) 物件の取引形態
- (9) 現況写真
- (10) 連絡先
- (11) 前各号に掲げるもののほか、取引において公開することが適当であると認められるもの

4 登録の有効期間は、前項に規定する登録の日から2年を経過した日の属する年度の末日までとする。ただし、有効期間の終了する日までに前項に規定する登録の決定を受けた申請者（以下「物件登録者」という。）より登録情報の抹消について申請がない場合は継続して登録することとする。

（登録情報の変更）

第5条 物件登録者は、登録情報に変更があったときは、物件情報登録（変更）申込書を提出するものとする。

（登録情報の抹消）

第6条 物件登録者は、登録情報を抹消しようとするときは、物件情報抹消申請書（様式第3号）を提出し、物件情報を抹消することができる。

2 市は、前項のほか、次の各号のいずれかに該当するときは物件情報を抹消することができる。

（1） 第2条に規定する物件情報の登録要件を欠くに至ったとき。

（2） 物件情報提供者が偽りその他不正な手段により登録を受けたとき。

（3） 登録情報として登録されていることが適当でないと市が認めたとき。

（情報提供）

第7条 市は、物件情報登録台帳に記載された物件情報の閲覧を、市のホームページその他適当と認める方法により行うものとする。

（交渉の申し込み）

第8条 物件情報利用希望者が交渉を希望する物件情報があるときは、物件登録者に対して交渉の申し込みを行うものとする。この場合において、ホームページで物件登録者の連絡先等が閲覧できないときは、市を経由して当該物件登録者に申し込みを行うこととする。

（交渉意思の確認等）

第9条 前条により申し込みを受けた物件登録者は、自己の責任において交渉意思を示さなければならない。

（市への報告）

第10条 物件登録者は、物件情報利用希望者との間で、第7条の規定により情報提供された物件の売買又は賃貸等の契約が成立したときは、遅滞なく市に報告するものと

する。

2 市は、物件登録者に対し、登録された物件への交渉の申し込み有無及び交渉の途中経過について、報告を求めることができる。

(免責事項)

第11条 ホームページに掲載する情報は、物件情報提供者から提供された物件情報を掲載するものであり、内容の真正を保証するものではない。またこの場合において、市は物件の情報提供を行うのみで、物件登録者及び物件情報利用希望者が行う全ての協議、交渉及び契約について関与せず、一切の責任を負わないものとする。

2 取引に関する一切の紛争等については、当事者間で解決するものとする。

(守秘義務)

第12条 物件情報提供者及び物件情報利用希望者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、本事業において知り得た情報を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。